

# 電子マネー機能付きハッピーカード会員規約

－ 会員規約（2020年9月）－

## 第1条（目的）

本会員規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社エコス（以下「当社」といいます）が発行する電子マネー機能付きハッピーカード（以下「ハッピーカード」といいます）のご利用について規定するものであり、会員がハッピーカードを利用するにあたっては本規約が適用されるものとします。

## 第2条（会員資格）

ハッピーカードの会員資格は、次のとおりとし、これらすべてを満たす方が会員とすることができます。

- (1) 16歳以上の個人であること
- (2) 本規約を承諾すること

## 第3条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

1. 会員とは、会員資格を有する方のうち、ハッピーカードの入会申込を行い、当社が入会を認めた方をいいます。なお、入会申込時に氏名・住所・性別・生年月日・電話番号等の全部又は一部の届け出がなくても入会を認める場合がありますが、その場合、会員はカード紛失時における再発行その他当社が提供するサービスの一部を受けることができないことを予め承諾するものとします。
2. ハッピーカード取扱店とは、ハッピーカードが利用できる店舗（以下「カード取扱店」といいます）または施設として当社が指定した店をいいます。
3. ハッピーカードポイントとは、当社ポイントサービス条項に定めるサービスをいいます。
4. ハッピーカードポイント残高とは、当社ポイントサービスにおいて会員が利用可能なポイントをいいます。
5. ハッピーカード電子マネーとは、当社発行の前払式証票である金額表示加減算可能型カードで、貨幣価値情報を電子データに代えて、繰り返しハッピーカードに入金（以下「チャージ」といいます）することができ、またチャージされた金額をもってカード取扱店において物品・サービス等の商品（以下「商品等」といいます）を購入することができる機能を備えたものをいいます。
6. ハッピーカード電子マネー残高とは、会員が利用することのできるハッピーカードに記録された貨幣価値情報の電子データ残高をいいます。
7. チャージとは、会員が入金端末等により、ハッピーカードにハッピーカード電子マネーを加算することをいいます。
8. 入金端末とは、チャージを行うための機器（以下「チャージ機」といいます）をいいます。
9. 利用端末とは、カード取扱店に設置された、ハッピーカード電子マネーの読取り、および引き取り、取引データの記録等を利用した取引を行うために必要な機能を有する機器をいいます。

## 第4条（カードの発行）

1. ハッピーカードは、入会時に会員1名につき、1枚発行します。会員は2枚以上のハッピーカードを所持することはできません。
2. 当社は、カード取扱店においてハッピーカードを発行するものとし、当社所定の方式により、入会申込みを行い、カード取扱店に対して第【5】条の発行手数料をお支払いいただいた方が、ハッピーカードの交付を受けることができるものとします。
3. 会員は、ハッピーカードを受け取ったときに当該ハッピーカードの所定欄に会員ご自身の署名を行わなければなりません。ハッピーカードは、会員本人以外では使用できません。
4. 会員は、善良なる管理者の注意をもってハッピーカードを使用し管理しなければなりません。また、会員はカードを貸与・譲渡・担保提供その他の処分をなすことはできません。
5. 会員は、会員が当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出るものとします。

#### 第5条（ハッピーカード発行手数料）

1. 会員は、ハッピーカードの発行に伴い発行手数料 100 円を支払うものとします。
2. 当社は、理由の如何を問わず、支払われた発行手数料はお返ししません。

#### 第6条（不正使用等の禁止）

会員は、ハッピーカードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法により使用することはできません。

#### 第7条（規約の追加、変更）

当社は、当社の事情により本規約の追加、変更をすることができるものとし、その場合は、カード取扱店の店頭、および当社ホームページ (<https://www.eco-s.co.jp/>) にて告知いたします。

#### 第8条（サービスの中止、終了）

1. 当社は、当社の事情によりサービスの中止または終了をすることができるものとし、その場合は、1 ヶ月前よりカード取扱店の店頭、および当社ホームページ (<https://www.eco-s.co.jp/>) 等にて告知いたします。
2. 前項の告知がなされた後、会員が退会することなく 1 ヶ月が経過した場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

#### 第9条（通知の到達）

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所に宛てて通知を送付すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

#### 第10条（会員資格の喪失）

1. 会員は、次のいずれかに該当する場合、会員資格を喪失します。この場合、ハッピーカード発行手数料、およびハッピーカード電子マネー残高はお返ししません。ポイントも無効になります。
  - (1) 当社所定の方法により退会申込みをした場合
  - (2) ハッピーカードを偽造または変造もしくは改ざんした場合
  - (3) ハッピーカードを不正に使用・利用した場合
  - (4) 入会申込書等に記載した事項が事実と異なる場合（記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届け出が合理的な期間内になされない場合を含みます）
  - (5) 会員が第【15】条に該当すると当社が判断した場合
  - (6) その他、会員が本規約に違反した場合
2. 前1項(2)から(6)の場合、当社の判断により会員資格を取消することができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員によるハッピーカードの利用を直ちに中止させ、ハッピーカード電子マネー残高、およびポイントを無効とすることができます。
3. ハッピーカードの最終利用日から3年を経過した場合
4. 会員が死亡した場合

#### 第11条（ハッピーカードの破損・汚損時の再発行等）

1. 当社は、ハッピーカードの破損・汚損等の理由により会員がハッピーカードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等したハッピーカードと引き換えに新しいハッピーカードを再発行します。この場合、会員に第【5】条に定める発行手数料をお支払いいただきます。なお、再発行したハッピーカードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
2. 前項によりハッピーカードが再発行された場合、当社所定の方法で確認されたハッピーカード電子マネー残高、およびポイントは再発行されたハッピーカードに後日、引き継がれるものとします。

## 第12条（ハッピーカード紛失・盗難等の再発行等）

1. 当社は、会員からハッピーカードの紛失・盗難等の届け出があった場合、当該ハッピーカードについて、使用停止の措置（以下「使用停止措置」といいます。）をとるものとします。
2. 当社は、第三者からハッピーカードを拾得した旨の届け出があった場合、当該ハッピーカードについて、使用停止措置をとる場合があります。
3. 前項の場合、会員は当社所定の方法により本人確認が完了した場合、当該使用停止措置の解除を求めることができます。
4. 当社は、会員からハッピーカードの紛失・盗難等により会員がハッピーカードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、ハッピーカードを再発行します。この場合、会員は第【5】条に定める発行手数料を支払うものとします。なお、再発行したハッピーカードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
5. 前項によりハッピーカードが再発行された場合、当社によるハッピーカードの使用停止措置が完了した時点のハッピーカード電子マネー残高、およびポイントが再発行されたハッピーカードに引き継がれるものとします。ただし、当社所定の方法による本人確認が完了している場合に限りです。
6. 会員がハッピーカードの紛失・盗難等を申し出てから当社による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、ハッピーカード残高を第三者により利用された場合、またはその他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。
7. ハッピーカードの再発行後、会員が紛失したハッピーカードを発見した場合、会員は発見したハッピーカードを破棄するものとします。

## 第13条（カード取扱店との紛議）

1. 会員が、ハッピーカードサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員とカード取扱店との間で解決するものとします。
2. 前項の場合においても、会員は当社（カード取扱店）に対し、ハッピーカードの利用の取消し等を求めることはできないものとします。

## 第14条（準拠法）

本規約は日本国法に準拠し、その成立・効力・履行、および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

## 第15条（反社会的勢力の排除）

1. 会員（本条においてはハッピーカードの入会申込をしようとする方を含みます。）は、会員が、現在、暴力団等の反社会的勢力（その共生者も含みます。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消すことができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員によるハッピーカードの利用を直ちに中止させ、ハッピーカード電子マネー残高、およびポイントを無効とすることができます。  
(1)会員が反社会的勢力に属していると判明したとき、または反社会的勢力の共生者と判明したとき。  
反社会的勢力とは暴力団員（暴力団員でなくなったときから5年を経過していない者を含みます）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団、またはこれらの共生者、その他これらに資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、社会的に非難されるべき行動を行う者を指します。  
(2)会員が自ら、または第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準じる行為
3. 前項に基づく解除をした場合、当社は会員に対して何ら賠償、または補償をすることは要しないものとします。

## 第16条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

## － 当社ポイントサービス条項 －

本条項における用語の定義は、特段の定めがない限り、会員規約（入会時にお渡しする「入会申込書」記載）に定める定義が適用されるものとします。

### 第1条(ハッピーカードポイントサービス)

ハッピーカードポイントサービスとは、当社の店舗(カード取扱店)でのお買上げ金額に応じてポイントが加算・記録され、当該ポイントを店舗でのお買上げ金額のお支払いの一部または全部に充当することができるサービスをいいます。

### 第2条(ポイントの加算)

1. お買上げ金額 200 円+消費税につき 1 ポイントが付与されます。ただし、200 円未満のお買上、または端数にはポイントは付与されません。
2. 店舗において、レジ等での精算前にカードをご提示いただいた場合に限り、店舗でご利用できるポイントが、お買上げ金額に応じて加算されます。
3. ポイントが加算されるお支払い方法は、ハッピーカード電子マネー・現金・当社商品券、その他当社が指定するお支払い方法のいずれか、またはその組み合わせに限りです。なお、クレジットカード、クレジットカード会社発行のギフト券、他社電子マネー、ギフトカードによるお支払いの場合は、ハッピーカードへのポイントは付与されません。
4. ご精算の際にカードのご提示がない場合には、原則としてカードにポイントが加算されないものとします。
5. ポイントの加算の対象とならない商品、役務等は次のとおりとします。  
商品券、ギフト券、金券類、印紙、郵券類、地域指定ゴミ袋、配達料、箱代、専門店（テナント）商品、自動販売機によるお買上品、コピー代、その他当社が指定する商品。
6. ハッピーカードに加算されたポイントは、他のカードおよび他の会員のポイントとは、合算できないものとします。

### 第3条(ポイントの有効期限)

ポイントサービスを最後にご利用された日から 1 年を経過した日までとします。

### 第4条(ポイントのご利用等)

1. 会員は、加算されたポイントを、1 ポイント 1 円として、店舗でお支払い時にご利用いただけます(テナント・催事、および一部店舗を除きます)。
2. 累積が 500 ポイントになりますと 500 円分のお買い物券を進呈いたします。
3. 商品券、ギフト券、金券類、印紙、郵券類その他当社が定める一部商品の代金お支払いには、ポイントのご利用はできません。

### 第5条(返品時)

1. お買上げ時にカードのポイント加算の対象となった商品等を返品する場合は、お買上げ店舗において対象商品、レシートとともにカードをご提示ください。
2. ご返品の対象となった商品のお買上げ時に、当該商品を対象として加算された全てのポイントは、ご返金時にポイント残高から差し引かせていただきます。この場合において、ポイント残高が差引するポイントに対して不足している場合には、ポイントのマイナス相当分を現金にてご精算させていただくことがあります。

## － 当社電子マネーサービス条項 －

本条項における用語の定義は、特段の定めがない限り、会員規約（入会時にお渡しする「入会申込書」記載）に定める定義が適用されるものとします。また、当社電子マネーサービスに関して当該規約と本条項が相違する場合には本条項の定めが優先して適用されるものとします。

### 第1条（ハッピーカード電子マネーサービス）

ハッピーカード電子マネーサービスとは、会員がカード取扱店に対し、物品・サービス等の商品（以下「商品等」といいます）の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりハッピーカードに入金（以下「チャージ」といいます）されたハッピーカード電子マネーを利用することで、カード取扱店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。

### 第2条（チャージ）

1. 会員は、チャージ機において1,000円単位でチャージすることができます。
2. 会員は、1枚のハッピーカードに対して、ハッピーカード電子マネー残高50,000円を上限としてチャージができます。ただし、1回あたりのチャージ上限額は49,000円です。なお、当社のキャンペーン等により、当社がハッピーカード電子マネーを付与する場合、合計残高が50,000円を超えることがあります。

### 第3条（ハッピーカード電子マネーサービスの利用）

1. 会員は、カード取扱店でハッピーカード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券、郵券類、印紙等一部商品について、利用を制限する場合があります。
2. 会員がカード取扱店でハッピーカード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、会員のハッピーカードから利用額に相当するハッピーカード電子マネーが差し引かれ、利用端末に当該ハッピーカード電子マネーの利用の記録が完了したとき、対価の支払いがなされたものとします。
3. 会員は、カード取扱店において、商品等の購入または提供を受けるにあたり、利用端末において認識されたハッピーカード電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社所定の方法により、支払うものとします。
4. 会員がカード取扱店において商品等の購入または提供を受ける場合、1取引に利用できるハッピーカードの枚数は、1枚です。
5. 会員は、ハッピーカード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合には、交付するレシート等に印字して表示されるハッピーカード残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場でカード取扱店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は当該ハッピーカード電子マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

### 第4条（ハッピーカード電子マネー残高の確認）

ハッピーカード電子マネー残高は、ハッピーカード電子マネーサービス利用時のレシート、およびチャージ機にて確認することができるものとします。

### 第5条（ハッピーカード電子マネー有効期限等）

1. 会員がチャージしたハッピーカード電子マネーの有効期限は、ハッピーカード電子マネーサービスの最終ご利用日から3年を経過した日までとします。なお、ご利用とは、チャージ、およびハッピーカード電子マネーによる商品購入のことをいいます。
2. 前項の有効期限が経過した場合、ハッピーカード残高は失効し、ハッピーカード電子マネー残高の換金または払戻しはできません。
3. 当社がキャンペーン等により付与したハッピーカード電子マネーは、当社所定の別途有効期限が経過した場合に失効し、この残高の換金または払戻しはできません。

### 第6条（ハッピーカード電子マネーサービスの利用ができない場合）

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、ハッピーカード電子マネーサービスを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、ならびにハッピーカード電子マネー残高の確認をすることができません。

1. ハッピーカード電子マネーサービスシステムに故障が生じた場合、およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止す

る場合。

2. ハッピーカード利用端末・チャージ機・これらに付随する機器等の破損または電磁的影響、停電その他の事由による使用不能の場合。
3. その他やむを得ない事由のある場合。

#### **第7条（ハッピーカード電子マネー残高の合算）**

ハッピーカード電子マネー残高は他のカードおよび他の会員の残高とは、合算できないものとします。

#### **第8条（換金等不可）**

第【9】条第2項の場合を除き、ハッピーカード電子マネー残高の換金または現金の払戻しはできません。

#### **第9条（ハッピーカード電子マネーサービスの終了）**

1. 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、ハッピーカード電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。

- (1) 社会情勢の変化
- (2) 法令の改廃
- (3) その他当社のやむを得ない理由による場合

2. 前項の場合、会員は当社所定の方法により、ハッピーカード電子マネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の周知を行ってから当社の定める期間を経過した場合には、会員は当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

#### **第10条（制限責任）**

第【6】条に定める理由、およびその他の理由により、会員がハッピーカード電子マネーサービスを利用することができないことで、当該会員に生じた不利益または損害について、当社は、その責任を負わないものとします。

## － 個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項 －

本条項における用語の定義は、特段の定めがない限り、会員規約（入会時にお渡しする「入会申込書」記載）に定める定義が適用されるものとします。

当社の個人情報の取扱いに関する基本方針は、当社ホームページ (<https://www.eco-s.co.jp/privacypolicy/>) 「個人情報保護方針・プライバシーポリシー」に準じるものとします。

### 第1条（個人情報の収集・保有・預託）

1. ハッピーカード入会申込者、および会員（以下両者を総称して「会員」といいます）は、当社が以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます）について安全管理措置を講じた上で、本条項に基づき収集・利用・預託することに同意するものとします。

（1）当社所定の方法にて会員が申告した会員の氏名・住所・性別・生年月日・電話番号ならびに申告したその他の情報

（2）入会申込日、入会日、お買上に関する情報

2. 当社は、電話窓口等でのお問い合わせ・相談内容について、お客様対応の品質向上、およびお客様満足度向上を目的として使用する場合がございます。

### 第2条（個人情報の利用）

1. 会員は、当社が以下目的のために第【1】条の個人情報を利用することに同意するものとします。

（利用目的）

（1）商品の承り・お引渡しの際に利用する場合

（2）商品の発送、配送に利用する場合

（3）商品の保証、アフターサービスに利用する場合

（4）当社のご優待、商品情報、その他販売促進等の情報は共に利用する場合（レジでのクーポン配布を含みます）

（5）ハッピーカードポイントサービス、およびハッピーカード電子マネーサービスを提供するために必要とする場合

（6）業務情報、商品のお知らせ等に関連するアフターサービスを行うために利用する場合

（7）市場調査、商品開発を行うために利用する場合

（8）当社が外部から受託した宣伝物、印刷物等を送付する際に利用する場合

（9）お買上物に関するご連絡に利用する場合

2. 会員は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合、およびそれに準じる公共の利用のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供するものとします。

### 第3条（業務委託）

当社は、本規約に基づくハッピーカードポイントサービス、およびハッピーカード電子マネーサービス運営管理業務について、業務の一部または全部を第三者に委託することができるものとします。

### 第4条（第三者提供）

会員は、当社が提携する第三者のサービスを利用するにあたり、当該第三者が当社から会員の個人情報を収集することを会員が当該第三者に対して同意した場合、会員は当社に対しても当社から当該第三者へ個人情報を提供することを承諾したものとします。

### 第4条の2（共同利用）

会員は、会員の氏名・住所・性別・生年月日・電話番号・購買履歴等の情報を第三者と共同して利用することに同意したものとします。

なお、会員は当社が共同利用することにより会員利益に資すると一定の基準をもって判断した場合、共同利用する情報に適宜変更を可能とすることを予め承諾するものとします。

### 第5条（個人情報の開示等）

1. 会員は、当社に対して、自己に関する個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去、および第三者への提供の停止（以下「開示等」という）を請求することができるものとします。
2. 登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合は、当社が速やかに訂正または削除に応じるものとします。
3. 当社は、開示請求に際して、その実施に関する実費を申し受けることができるものとします。
4. 会員が自らの個人情報についての照会、訂正、削除、利用停止を求める場合には、当社は当該請求が会員本人によるものであることが確認できた後に、適正な期間内に対応するものとします。なお、会員の入会申込書は、一定期間保管後に廃棄処分するものとします。

#### **第6条（本同意条項に不同意の場合）**

会員が入会申込書の必要な記載事項に記載を希望しない場合、および本同意条項の内容の全部または一部を承諾できない場合、当社は入会の申込をお断りすることができるものとします。また、当社の判断により会員資格を取消することができるものとします。

#### **第7条（利用・行動利用中止の申出）**

本同意条項第【2】条、および第【4】条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、共同利用している場合であっても、利用中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、提供先への提供を中止するものとします。この場合、第【6】条に基づき対応するものとします。

#### **第8条（入会申込が不成立の場合）**

会員は、入会申込が不成立の場合であっても入会申込をした事実は、第【1】条に基づき、当該申込の不成立の理由の如何を問わず、当社が一定期間利用することを承諾するものとします。会員は、会員規約、および本同意条項に同意しない場合、またはハッピーカードが不要の場合は、当社所定の方法により、ハッピーカードをカード取扱店に返却するものとします。

#### **【お問い合わせ窓口】**

ハッピーカードに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

株式会社エコス ハッピーカード事務局

〒196-0022 東京都昭島市中神町 1160-1

ナビダイヤル 0570-022-811（受付時間：10時～18時）

（2020年9月）